

固定資産税(償却資産)の申告

毎年1月1日現在、南関町内に償却資産を所有している人は、地方税法第383条の規定で、償却資産の状況を申告する必要があります。申告書の提出期限は、**1月31日(月)**です。

◆償却資産とは

個人や法人で工場・商店を経営している人、駐車場やアパートを貸し付けている人、農業をしている人が、その事業のために所有する土地・建物以外の資産を償却資産といい、土地・建物と同じように固定資産税が課税されます。

種類	償却資産の例
構築物	舗装路面、外構工事、屋外設備、フェンス、ビニールハウスなど
機械及び装置	各種製造機械設備、土木建設機械、農業用設備、工作機械、搬送設備、太陽光発電設備など
船舶	漁船、ボート、貨物船など
航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダーなど
車両及び運搬具 ※	大型特殊自動車に該当する車両(トラクタなどの農耕作業用自動車については、最高速度が 毎時35km以上 のもの)、台車など
工具・器具及び備品	パソコン、冷蔵庫、応接セット、エアコン、LAN配線など

※自動車税・軽自動車税の課税対象となる車両は償却資産ではありません。

◆申告書類

毎年12月中に償却資産の申告書類を送付しています。今年度より初めて償却資産の申告を行う人などで、申告書類がない場合はご連絡ください。

申告する人は、下記区分に従い該当する書類(○印)を提出してください。

区分	償却資産申告書 (第26号様式)	種類別明細書	
		増加資産・全資産用	減少資産用
増加資産がある場合	○	○	
減少資産がある場合	○	○	○
資産の増減がない場合	○	○	
資産がない場合	○		
廃業、転出等の場合	○	必要に応じ○	必要に応じ○

※廃業・資産譲渡された場合は、その旨を備考欄に記載し申告をお願いします。

また、廃業しても他の事業者に事業用資産として貸し付けている資産等については事業の用に供しているため申告が必要となります。

◆その他

エルタックス(地方税ポータルシステム(<https://www.eltax.lta.go.jp/>)からの電子申告が利用可能です。ぜひご利用ください。

家屋の取り壊しをおこなった方へ

家屋の滅失の届出はお済みですか?

固定資産税は、1月1日現在を基準日として課税されます。

家屋の取り壊しの届出がないと、来年度も課税されたままになりますので、基準日(1月1日)以前に取り壊しをされた方は、1月14日(金)までにご連絡ください。

※滅失とは、家屋(住宅、車庫、物置、倉庫など)を取り壊していることです。一部分の取り壊しの場合も含みます。



問 税務住民課 固定資産税係 ☎57-8563

●●● 新しい民生委員・児童委員を紹介します ●●●

東豊永地区担当の民生委員・児童委員が変わりました。

〈民生委員・児童委員とは〉

民生委員法及び児童福祉法に基づいて厚生労働大臣から委嘱された民間の奉仕者のことです。南関町では現在27人の委員(主任児童委員2人を含む)が各地域を担当し、社会福祉増進のため、高齢者や障がい者等の様々な相談に応じ、相談者と町とのパイプ役として地域に根ざした活動をしています。

問 福祉課 福祉係 ☎57-8503



【氏名】立花照信さん

【担当地区】東豊永地区

【電話番号】53-0822

【任期】

令和3年12月1日～

令和4年11月30日まで

第2期玉名圏域定住自立圏共生ビジョン(案)のパブリックコメント募集

玉名圏域定住自立圏(玉名市・玉東町・南関町・和水町)では、4月から始まる第2期共生ビジョンの策定に伴い、パブリックコメントを募集します。寄せられた意見は、後日ホームページなどで内容を公表します(個人情報を除く)。

■閲覧場所:

町ホームページ、まちづくり課、役場施設(B&G海洋センター、ふれあい広場、交流センター、南町民センター)

■対象者:

- ①本町の区域内に住所を有する者
- ②本町の区域内に事務所及び事業所を有する個人及び法人その他の団体
- ③本町の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- ④本町の区域内に存する学校に在学する者
- ⑤本町に対して納税義務を有する者
- ⑥①から⑤までに掲げるもののほか、パブリック・コメント手続きに係る事案に利害関係を有する個人及び法人その他の団体

■募集期間: 1月17日(月)～1月28日(金)

■提出方法: 持参、郵送、ファクスのいずれか。

■提出・お問い合わせ先: まちづくり課

〒861-0898 玉名郡南関町関町64番地 TEL 57-8501/FAX 53-2351(まちづくり課宛と記入してください)

えづけSTOP!対策

鳥獣被害対策とは…

熊本県では野生鳥獣による農作物被害が毎年約5億円程度発生しています。被害発生の原因は、人間による「えづけ」にあるといわれています。鳥獣被害対策について、正しく学び集落全体で鳥獣被害対策に取り組みましょう。

鳥獣被害は、野生鳥獣が田畠や集落を「エサ場」と認識することから始まります。「エサ場」とは、①鳥獣が身を隠せる「ひそみ場」と②農作物を含めた「エサ」の両方がそろう場所です。人間が無意識のうちに鳥獣に対して自分の田畠を「エサ場」として学習されることを「えづけ」といいます。鳥獣被害対策の基本は、この「えづけ」をやめることにあり、熊本県ではこれを「えづけSTOP!対策」とし、推進しています。

「えづけSTOP!対策」順番

- ①集落みんなで勉強
- ②守れるの集落・田畠づくり
- ③柵等による囲いや追い払い
- ④個人でできない対策

鳥獣被害対策では、対策の順番を守りながら、地域ぐるみで対策を進めることが重要です。野生鳥獣を寄せ付けない集落づくりに取り組みましょう。

「えづけSTOP!対策」として、小さなことから取り組めることはたくさんあります。地域みんなができる取り組みを進め、分からぬことがありますれば積極的に県や町にお問い合わせください。

問 熊本県むらづくり課 ☎096-333-2416 経済課 農林振興係 ☎57-8504